

お知らせ

平成31年2月

組合員 各位

北大阪農業協同組合
代表理事組合長 木下 昭男

共済規程の一部変更について、下記のとおり平成31年1月30日開催の第10回定例理事会において決議しましたので、定款第56条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、変更の内容については、今後、大阪府知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 変更内容

自動車損害賠償責任共済について、e-JIBAIを導入することに伴い、共済規程の一部を変更する。

2. 実施時期

平成31年4月1日

以上